

第十五回 参議院農林委員会會議録第八号

昭和二十七年十二月十日(水曜日)午後一時四十八分開会

農林省農地局建設部長 堀 直治君
青復旧課長

出席者は左の通り。

委員長 山崎 恒君
理事 滝井治三郎君
徳川 宗敬君
三橋八次郎君
東 隆君

委員

池田宇右衛門君
小串 清一君
西山 龜七君
宮本 邦彦君
島村 軍次君
藤野 繁雄君
羽生 三七君
岩崎正三郎君
岡村文四郎君

衆議院議員

平野 三郎君

政府委員

調達庁不
動産部長 川田 三郎君
農林省農地
経済局長 小倉 武一君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
常任委員 倉田 吉雄君
常任委員 中野 弘人君
常任委員 佐竹 浩君
常任委員 谷垣 專一君

説明員

外務省国際協
力局第三課長 田中 弘人君
大蔵省主計
局主計官 佐竹 浩君
農林省農地局
管理部部长 谷垣 專一君

本日の會議に付した事件
○狩猟法の一部を改正する法律案(衆議院送付)
○農林水産業施設災害復旧事業費困庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院送付)
○農林政策に関する調査の件(急傾斜地帯農業振興対策の件に関する件)

○委員長(山崎恒君) では只今から委員會を開きます。去る八日予備審査のため、飼料需給調整法案及び狩猟法の一部を改正する法律案が当委員会に付託されましたから、今日提案者から提案理由の説明を求めます。

先ず飼料需給調整法案のほうにつきましては、提案者の都合によりまして延期することにしたしまして、狩猟法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、衆議院の平野さんから御説明願うことにいたします。

○衆議院議員(平野三郎君) 只今議題となりました狩猟法の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表いたしまして、提案の理由を御説明申し上げます。戦前狩猟鳥として認められておりました、つくみ、あとり、かしらだかは、占領期間中捕獲を禁止されていたのでありますが、これらの鳥は農

産物に対する益害いずれが大であるか判定したい点は、他の一般狩猟鳥と同一でありますので、この際我が国永年の慣習に従つて、捕獲を復活することが適當と存するのでございます。これがこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山崎恒君) ついで農林水産業施設災害復旧事業費困庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。本法律案については一昨日の委員會で御了解を得ておきましたように、衆議院を通過して参りますればその後の最も早い機會の委員會において残余の質疑を終つて採決したいと存じます。その点を御承知の上なお本日質疑がありますれば質疑を願いたいと存じます。

○説明員(堀直治君) 先般法案に附属書類といしましてお渡しいたしました経費の中には二十七年災害の分が入つておりませんので、只今お配りいたしましたようなものに訂正さして頂きたいと思ひます。農林水産業施設災害復旧暫定法の一部改正によりまして、この差額は農地関係は三億五千三百四十八万二千円、林地関係は二千四百三十三万九千円、漁港関係九千四百一十千円、合計三億七千八百五十六万二千円でございます。これだけが二十七年

度災害といまして只今の現行法で算定いたしますものよりも増加いたしますのであります。従いまして前お渡し

いたしました表の十万円から十五万円までの分はそのまま、超過廃止の差額という欄が御手許にお出ししたような数字に変更に相成るわけであります。従いましてその合計額も十六億何しが二十億六千九百七十四万四千円、こういうふうに変更になるわけでござい

○三橋八次郎君 この間の御答弁によりますると十五万円を十万円に下げることによりまして、個所数が随分増加するようになるのであります。これまでも工事の状況を御見ましても先般宮本委員からお話のありましたように工事の監督などが十分に行届いておらんように思ふのでござい

○説明員(堀直治君) 一件当り十万円に切下げるために九千円所近く、大体八千三百円程度のものが増加いたしますわけでござい

○説明員(堀直治君) この事業は大体におきまして地方原庁の職員が災害復旧に対する事務を實際には担当いたしておるわけでござい

費の五・五%約六千万円程度のものが事務費として認められるということになるわけでござい

○三橋八次郎君 経費のほうはそれでわかりましたけれども、この人を増すというふうなことに

○説明員(堀直治君) 府県のおきまして地方原庁の職員が災害復旧に対する事務を實際には担当いたしておるわけでござい

○岡村文四郎君 私はこの間いなか

たので、誰かお聞きになつたかも知れませんが、予算の措置がどのようになつておるか、十五万円が十万円になつて個所数が減る、おのずから件数が減れば減るほど補助金は増額することになりましようが、今度の予算にはどういふふうになつておるか承りたい。

○説明員(堀直治君) この法律の改正には本年度、二十七年の災害から適用いたされず一件十万円に下げたために減るものと、それから過年度災害二十四年度、二十五年以降の災害のうちまだ補助金を出していない分に對しまする超過事業費五割を六割五分に變える、つまり一割五分だけの増額のための予算と二つに分れておるわけでございます。新年度の災害につきましては、これは各省とも合せまして八十億を予備費の中から出しておるわけでございます。今までに大半を出し尽しまして残りはたしか二億数千円であつたと記憶しております。これだけでは足りませんので更に二十億の補正予算を今議院に提出中でございます。この予算がお認め頂きますれば本年度の災害分の十万円切下げた分につきましては措置できることになつております。超過事業費の廃止につきましてはこれは過年度災害予算になりますので実はまだこの分については予算の要求をいたしておらんわけでございます。本年度の補正予算には間に合いかねるのでありますので、来年度二十八年度以降において要求することに大蔵当局と交渉中でございます。

○岡村文四郎君 当局のお話によりますと大抵二十七年度は二億ほどだ、過年度分に対しては要求いたしておら

んが大抵できるだろう、こういうお話でございますが、どうも予算の伴わない法律を通すと全く困つてしまつたので、本筋は予算がちゃんと確定した後法律を通すことが建前で、そうやつて来ましたが、最近議員提案がむやみに殖えて来た、そうすると議員提案の大半が予算が通る通らんにかかわらず、予算というものは、まあそつちのけしやありませんが、大抵不成立のままに通すようなことになつておるのが多いので、非常に我々は、本来の予算の裏付のない法律は通さない、こういう原則は殆んど破られつつあるのであります。今後はそれを堅持して行くようにしなければならぬと思つて、今の法律に對しまする予算が過年度分が何ぼくらの金額になりますか。

○説明員(堀直治君) 過年度分の増額は概略十四億五千万円程度でございます。この分につきましては予算措置といたしましてはまだまだつてはありますせんけれども、いわゆる工事の残事業量という事で義務のような形で予算を支出して参りますので財務当局とは打合せが済んでおります。

○委員(山崎恒君) 別にほかに質疑がなければ次の議題に移りたいと存じますが、如何でございますか、お諮りいたします。よろしうございますか。

○委員(山崎恒君) 御異議ないようでございますから、次の問題に入りたと思つております。

○委員(山崎恒君) 次に急傾斜地帯農業振興対策の件を議題に供します。この件については岡村委員及び三橋委員から発言を求められております。なおこの機会に福岡県芦屋飛行場の防風林伐採に伴う農作物被害補償の件について三橋委員から発言を求められておりますが、急傾斜地帯農業振興の件が終つてから発言を願うことにいたしました。急傾斜地帯の件については岡村委員、三橋委員の御両名から逐次御発言を願いたいと思つております。

員から発言を求められております。なおこの機会に福岡県芦屋飛行場の防風林伐採に伴う農作物被害補償の件について三橋委員から発言を求められておりますが、急傾斜地帯農業振興の件が終つてから発言を願うことにいたしました。急傾斜地帯の件については岡村委員、三橋委員の御両名から逐次御発言を願いたいと思つております。

○三橋八次郎君 この急傾斜地帯の農業振興法案につきましては各方面から御理解を願ひまして通過したのでございますが、あの採決の際における各委員の討論というものを十分御考慮になつて、予算措置を講じておるのかどうかという事は、誠に今になつて疑わしい点がたくさんあるのでございます。私は各委員の最も心配いたしました点につきまして討論されましたことが現実となつて今現われておるといふことにつきまして、特殊地帯、急傾斜地帯と申しましたが、これは本当に実情を御覧になりました人にはよく納得行くのでございますが、ただ通り一遍急傾斜地帯農業というふうなふり文句では実情をつかみ得ないと思つてでございます。而もこれは期限を限つて、あの地帯の農業を振興させよう、こういうふうなことであるのでございます。従つて集中的に予算措置を講じて頂かなければ法案第十条の四項目の目的完遂ということではできないことだと思つてございます。従いまして重複になりますけれども一応愛媛県を中心といたしまして急傾斜地帯の実情をいろいろお話申上げまして御考慮をお願いしたいと思つておる次第であります。

もつと愛媛県の急傾斜地帯は、古い歴史を調べて見ますと農業目的で土着したのではないのであります。漁業目的と称して漁獲物を売つて食糧を買つて食つておる。もつとこれはずつと前から存在しておつたのでございますが、こういう法案を以前から作つて頂きますと振興して頂かなければならぬのは当然のことであつたのでございます。漁業目的として土着したところが戦争に入りまして食糧というものが非常に重点を置いて来まして、食糧をわきから買つて来るのができなくなつて自分で作らなければならぬ、従つて農業の方面に非常になつた。力がとられまして水産のほうには手が廻らぬので漁獲物が非常に少くなり、農業も人一倍狭い耕地を相手にしてやらなければならぬといふので、もつととああいうところで農業をやるといふことそれ自体が私は一つの災害だと思つてございます。今農業状態を見まするに、一世帯当りの耕地を見まして、全国では八反二畝でございます。愛媛県下におきましては五反一畝でありまして、急傾斜地帯におきましては二反一畝、一人当りの耕地面積は全国では一反四畝、愛媛県下では八畝二十歩、ところが急傾斜地帯におきましては僅かに三畝二十歩でございます。こういうふうな所を……急傾斜地帯と申しましても耕地は別に傾斜しておるわけではございません。段を作つておりますから耕作面は平らでございます。併し一反歩の耕地が多いものは四十枚以上に達してありまして、一反一畝作りますのに体を廻しよらないといふ所が非常に多い。そういうふうな所

を耕作しなければならぬといふことは、最初申上げました食糧の行詰りと、どうしても食糧といふものはよそから入つて来ない以上は、漁業の収入を犠牲にいたしましたもそのほうをやらなければならぬといふ天然条件によりまして余儀なくされたような事情があるのでございます。もつと……こういう所で農業をやつておるよりも、もつと広い所に行つたらいいじやないかといふ捨てばちな議論が出るほど窮迫をしておる状態で農業経営をやつておるといふことをよく知つて頂かなければならぬと思つてございます。ここにはお上り世帯は三万六千戸、人口は二十一万七千、総耕地面積は一万余町歩でございます。そのうちこういうふうな急傾斜地に属するものは約八千二百町歩余あるのでございます。でこういうふうな非常に窮迫をしておる、又いもを作りましても、麦を作りましても非常に手間がたかきかかると、今仮に甘藷でこれを見ますと、これがよくわかるのであります。平坦部を百とした場合に甘藷に要する生産費は一七五でありまして、麦のほうは平坦部を一〇〇とした場合に一三八、このうちこの生産費の内容を調べて見ますと、この地帯の状態がよくわかるのであります。が、この総生産費は甘藷の場合には二万二千二百六十六円かかりますが、そのうちの労力費は一万一千六百二十四円でありまして、麦の場合におきましては、この生産費三千九百五十円、これは労力を含めない生産資材の購入費でございます。それから平坦部のほうにおきましては、六千四百五十六円でありまして、この購入生産費のほうでは急傾斜地のほうは二千五百二十三円

を耕作しなければならぬといふことは、最初申上げました食糧の行詰りと、どうしても食糧といふものはよそから入つて来ない以上は、漁業の収入を犠牲にいたしましたもそのほうをやらなければならぬといふ天然条件によりまして余儀なくされたような事情があるのでございます。もつと……こういう所で農業をやつておるよりも、もつと広い所に行つたらいいじやないかといふ捨てばちな議論が出るほど窮迫をしておる状態で農業経営をやつておるといふことをよく知つて頂かなければならぬと思つてございます。ここにはお上り世帯は三万六千戸、人口は二十一万七千、総耕地面積は一万余町歩でございます。そのうちこういうふうな急傾斜地に属するものは約八千二百町歩余あるのでございます。でこういうふうな非常に窮迫をしておる、又いもを作りましても、麦を作りましても非常に手間がたかきかかると、今仮に甘藷でこれを見ますと、これがよくわかるのであります。平坦部を百とした場合に甘藷に要する生産費は一七五でありまして、麦のほうは平坦部を一〇〇とした場合に一三八、このうちこの生産費の内容を調べて見ますと、この地帯の状態がよくわかるのであります。が、この総生産費は甘藷の場合には二万二千二百六十六円かかりますが、そのうちの労力費は一万一千六百二十四円でありまして、麦の場合におきましては、この生産費三千九百五十円、これは労力を含めない生産資材の購入費でございます。それから平坦部のほうにおきましては、六千四百五十六円でありまして、この購入生産費のほうでは急傾斜地のほうは二千五百二十三円

だけ少いのでございます。併しこれを今度努力のほうを見ますと、急傾斜地帯のほうでは一万二千五百六十五円、平垣部のほうでは六千五百九十円、即ち努力費としましては五千九百七十五円だけ平垣部より余計にかつておる。努力だけにつきまして、更に抽出して見ますと、努力費は一万一千五百三十四円に対して平垣部は四千七百三十四円と、こういうような状態になつておるのでございます。なお又これはあの地帯の自作であり甘藷、麦類、裏表を作つておるのであります。所によりましては耕作山頂に及んで冬風が強いので表が作れん地帯がたぐさあるものでありまして、全くいも一作の単作地帯の面積も相当広汎に亘つておるわけでございます。なお又この努力の内容を調べて見ますと非常によくわかるのであります。甘藷の主要努力を調べて見ますと、急傾斜地帯におきましては総計三百九十人かかつておられます。このうちで男の努力は三百二人、女の努力は六十四人でありす。普通通知のほうは今度は総計は三百二人でございまして、総努力数におきましては八七。七人の差がありす。ところが女のほうの努力は急傾斜地帯におきましては六四・七人でございまして、平垣部のほうは一五七・六女の努力では耕作ができませんというところがよくわかるのであります。総努力数が多いのみならず、男の時間を食う、この人数が非常に多くなつておるといふことも、この地帯の特異性であります。こういうようなことから考えまして、この地帯は非常に困つた、窮迫した農業経営をやつておるといふことがよくわかるのでございます。恐ら

く愛媛県以外の急傾斜地帯におきましても、或いは長野でありましてか、その他の山間地帯におきましても平垣部ではいわゆる経済力のない窮迫した農家が求めるに地がなくて人の捨てておりましたところを開墾したの始まると思つておるわけでございます。こういうようなことから考えました場合にございましては、いわゆる特殊法案の性質を活かして頂きます。急速にこの地帯の農業経営を法律第十条に示しておるような目的を達するために予算の裏付を十分にやつて頂かなければならぬと思つておるわけでございます。その一つとして、努力が二倍、三倍かかるということでは農業が集約になるための努力ではないのであります。物を運搬するに非常に手間がかつたり、いわゆる非生産的な努力が非常にかかるということが、この地帯の農業経営の窮迫した原因だと思つておるわけでございます。又この第十条に示してある四項目の目的を達するためにも、結局この地帯の農業の特色であります過剰努力を要するといふ点を改善するにあらざれば、この四つの目的を達することはできないと思つておるわけでございます。副業を入れまして農業経営を合理化すると申しまして、今では手一ぱいでございまして、忙しいときには、さあいもを植える、麦刈りと申しますれば猫の手も借りたいたるに忙しいけれども、ふだんはさほど忙しくない、併しその人口を間引いてよそへ移住をさせる、そうしますと忙しいとき困るといふようなジレンマに陥りまして、どうしても或る程度努力を削減する施策がこの四項目改善の中心になるものといわなければならぬ

のでございます。農業経営を合理化し多角化するにしましても、今のような状態では、多角化、合理化のために抜けます努力の余裕というものは一つもないのでございます。恐らく農道、索道などの整備がございまして、そうしてそれによりまして今までの三倍、四倍の努力を三分の一削減をいたしまして、これを手近な水産方面に向けるとしましたならば、水産業も振興して来てございまして、又海岸でない地帯はその手間にやりまして特用作物の栽培でありまして、或いはもつと単価の高い作物の栽培に集中することができるといふことになるのでございす。こういうような事柄から考えますと、やはりこの農道の設置ということが第一であると思つておるわけでございますが、これを農道の補助はほかのほうと見合せなければ、ほかの補助率と同じようにしなければならぬというようになことをいわれますのは、結局この地帯の農業の構造などというものを十分御認識ないためだと私は思つておるわけでございます。先ずこの地帯の農業状態を農林省関係のかたへは大部分御視察願つておられますが、恐らく大蔵省の關係の人はまだ御視察願つておらんとおるわけでありまして、速急に一つ御視察を願うことが第一点でございまして、この農道の補助率も今申上げましたようにこの地帯の農業振興の中心問題であるといふことを先ずお考えを頂く、平垣部の農道とは農道構築の費用といふものの単価も違います。又その農道を作るために二割くらい補助で作れるものならば、自分の骨身を削つて今まで恐らく苦しんでおらんとおるわけでございますが、こういうような農業経

営をやつておるものでございすから、従来の補助率では到底やつて行く能力は、経済力はないといふことは、これは当然のことでありまして、ここに初めて特殊法とていふものが必要になつて来るわけでございます。平垣部の農道、あれは私東北のほうもよく知つておりますが、積雪単作地帯などは雪が降ることによつて堆肥の運搬が非常に楽になつて行く、雪が立派な農道の代りをしておるといふこともよく知つておるのであります。併しこの急傾斜地帯におきます農道といふものは、この地帯の農業振興の中心をなすものであるといふことを御考慮願いたいことと、もう一つは、どうしてもこういう窮迫の事態にありまして農業地帯におきましては、従来の補助率では十分その目的を達することはできない。まあ少くとも災害復旧の助成率五割程度のもものは必要とすると思つておるわけでございます。なぜ私はこういうことを言うかと申しますと、先ほど申上げましたように、こういう所々農業をやらなければならぬといふことがすでにそれ一つは災害でございます。従いましてこういう地帯におきましては、災害復旧並みの助成率をお考えを願ひまして、この法律に本当に魂を入れ、この地帯の農業経営の合理化がございすれば非常に幸いだと思つておるわけでございますが、補助率は今大蔵省ではどのくらいお考えになつておるのかお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(佐竹浩君) 急傾斜地帯の農道の補助率につきましては、当初の方針といたしまして、積雪寒冷単作地帯の農道の補助率との均衡も考えまして二割ということに考えておつたわけでございますが、その後農林省との間にいろいろ事務的に現在折衝をいたしておるわけでございますが、一応農林省に對しましては三割まで引上げるということを目下折衝を續けておる段階でございます。

○岡村文四郎君 急傾斜地帯の問題は、これは議員立法でございまして、私は初めから今度の選挙目当てに、人気とりにやるのではないかと申す目で見えておりました。それはなぜかと申しますと、日本の急傾斜地といふものは如何なるものであるかということがよくおわかりであるならば、国は相當の覚悟がなければならぬこととございす。ですから非常に困難なできないだろうと思つたのでございす。それには相當の覚悟が必要でございす。前の大蔵大臣を当席に來てもらひまして、そういう約束をさせて通過をいたしました。ところが、そこで我々が手落ちを非常にいたしてございまして、それはこのことだけはほかの補助金と違つて、補助率まできめておつて通すのが妥當であつたのでございす。それをきめないで通したようなわけでございます。そこで修正予算に必ず組むという言明を頂きましたが、今の修正予算には僅かに一億四千万、それは日本の急傾斜地から見れば蜂の涙のような予算であります。そこで三橋さんからいろいろお話がございまして、そういうことは成るだけ繰返さんようにしようと思つて、現在の日本の急傾斜地に農業を営んでおられます者は、国の救護法による救護を受けておる者より

すつと下にございます。算盤をすれば
すぐ出ます。これは徳川時代から今日
まで一銭の国の助成も受けたことにな
いかたゞでございます。そこで私は
非常な急傾斜地に生れて二十三まで育
つておりまして、よく肚の底までしみ
ておりますからわかっておりますが、
今北海道にありまして、そういう所は
駄目で、北海道に行つたのでございま
すから、そのあとの残つておる姿を何
とかしてこの際みれるならみてやろう
と思ひまして、本日にこの委員会にお
いて火花を散らして激論をやつたので
ございます。ところで予算が僅かに補
正予算でございますから一億四千万と
いうものを、今頃とやこう申上げまし
てもこれは止むを得ません。そこでせ
めて補助率ということになります、
私の地元の方から陳情者が参りまし
て聞きますと、大体大蔵省のほうでも
二割ということになつておるので、こ
れならもうやめますということを言つ
ておられました、農林省のほうにお
話を申上げました、これは誠に残念
なことには、本日に急傾斜地に我々が
国の援助によつて幾分でも、何百年來
何がしの助成も受けたことのない農
業者を少しも明るみに出さうにして
やろうとすると、実地をよく御存じな
いからなか／＼話を通らない。先だつ
て大蔵省へ参りまして、丁度佐竹主計
官が工合悪く休んでお席にいなかつ
たからほかのかたに申しておきまし
たが、国の保護を受けておるより悪い生
活をしておる百姓たち、私も積雪寒冷
地帯におりまして、そのほうもやつ
ておりますが、それと全然趣きが違ひま
す。ですからそういう非常に面倒な法
律はできたが、その補助金を受けられ

ないという現状になることが火を見る
より明らかでございますから、私た
ち非常に激論をいたしたのでございま
す。ところがあにはからんや現在の法
律はそこまで行つておりませんため
に、現実は大蔵省と農林省でおきめに
なるのでございますが、大蔵省のほう
では大体二割、農林省へ行つて見ます
と三割五分とか四割、そういう農林省
自体の原局の人も実地を十分御存じに
ならないから、そういう補助率が出さ
れるので、私は最小限度五割、それか
らそれ以上は事業の種類によつてそれ
を變えて行くことは適當であらうが、
いかな。併しそこで十五度という角
度が明記してあります、これは政府
が民有林を買上げます時分に十五度と
いう角度を指定したために、それが十
五度になつておりますが、私は全部十
五度なら何も二割でもやれると思ひま
す。ところが四十五度、五十度とい
う所では、私が生れた所では大林家を建
てるのがやつとございまして、今の
三橋さんのお話では海岸を主としてお
考えになつておりますが、海岸ではご
ざいませぬ。全然これは山奥のどうに
もならぬ所、人間が住んでおること
すら不思議であります。併しながら私
の先祖が入りましてから九百三十六年
になつておりまして、それを今出て行
けというわけには参りません。そこら
を助けるにはあの法律がものをいうの
でございますが、現在のよくな大蔵
省、農林省の係のかたの御認識では非
常に不可能でございます。ですからそ
の際現在の一億四千万を相手にしてそ
の補助率を当てにしますと、事業面積
は減つて参ります。これは本年のこと
でありますから止むを得ないが、併し

ながら補助率はどんなことがあつても
最低限度五割、それ以上は必ず事業の
種類によつて變へることにせなければ
ならぬということにしてもらわなければ
困ると思ひますから、どうしても佐竹
主計官はこの際そういう点をおわかり
にならないかつたらこの附近にはちよつ
とないかも知れんけれども、實際今位
はたくさんございまして、長野にはこ
の附近で一番多いと思ひますが、その
ほかたたくさんございまして、実地
を見られて、そうしてこれらは先ほど
の救護法によつて救護を受けておる者
よりもまだ悪い生活をいたしてありま
す。それは年間十四、五万とるのが普
通であります。ですからその足らん分
は牌を食つたり、或いは余業をやつて
おりますが、そういう国民のいること
を十分御認識になつてあの補助金を五
割を最低限度にしたらわなわなと我々
が国会で口角泡を飛ばして作りまし
た法律がまるで死んでしまふことにな
ります。それこそ国民を欺瞞すること
になりますから、そういう点は是非当局
は十分お考えになり、御研究になつ
て、今申しますような五割以上に補助
金をおきめになることをどうしてもお
願ひしたいと思ひますが、どうお考え
になつておるか、お聞きしたい。

論をいたしたわけでございますが、そ
の結果これらの比較的小規模の土地改
良事業につきましては自家努力の部分
が相当見込まれるわけでございますの
で一般の大規模の灌漑用水事業とい
うものに比べましては補助率が若干低
なつても止むを得ないという点では農
林省とも事務的に十分話がついて参つ
たわけでございます。そこで積雪寒冷
単作地帯の場合におきましては農道は
二割、客土、暗渠排水につきましては
三割といふところで今日実行されてお
るわけでございます。只今のお話のよ
うに急傾斜地帯の農業経営の状況が非
常に窮迫をいたしてありますことは御
指摘の通りと思ひますが、片や単作地
帯の積雪寒冷単作地帯の場合におきま
しても、ほかの地域に比べてましてな
か経営が苦しいといふところで、そ
の間にいづれも経営条件の悪さにおき
ましては、積雪寒冷地も急傾斜地もい
ずれも悪い条件にさらされておるわけ
でございます。そこで急傾斜地帯のみの
補助率を引上げて、単作地帯は据
置くといふことも均衡上如何ござい
ましようといふ点も十分検討をいたし
たわけでございますが、自家努力の部
分を何ほど見込むかという点で、実は
補助率の算定がいろいろ違つて参ると
思ひます。で、只今の御指摘のように五
割が、いさなり五割まで持つて行くつ
もりはないかといふお話でございます
が、この点は五割が妥當でありませ
んか、或いは三割が妥當でありますか、
その点自家努力の算定の問題と、更に
金融の問題がもう一つ別にあるわけ
でございますが、自己資金で十分賄ひ得
ないところを金融で賡いで参ります。
金融で賡ぎます場合に全く補助金が出

ない場合に比べて、補助金が出ます場
合には金融がつきやすいという事情も
確かにあるわけでございます。その点
で金融としての程度の資金が調達で
きるか、又自家努力としての程度の
ものが見込まれるかというような点を
実は十分検討をいたしまして、積雪寒
冷単作地帯の場合には先ほど申上げま
したような二割といふ線を一応出したわ
けでございます。で、急傾斜地につきま
しては積雪寒冷とや条件が違ひますの
は、積雪寒冷地帯の場合には比較的平
担部が多いために単位面積当りの農道
の延長といふものは急傾斜地帯に比
べて比較的短い、急傾斜地帯のほう
が單位面積当りに、乃至は單位農家当
りの農道延長といふものが比較的長
ざるを得ない、そこに急傾斜の農道の
ほうが單作地帯よりも費用の負担にお
いて若干苦しくなる余地は出て参ると
思ひます。その点で只今申上げまし
たように二割の補助率といふことは多
少無理が出て来る、そこでこれを三割
に改訂いたしますか四割にいたします
か、その点実は現在農林省との間に
事務的に実は折衝をしておる最中であ
りまして、只今の段階では一応三割と
いうことで話を進めておるわけござ
います。なおその点につきましては御
趣旨の点を十分検討させて頂きますし
て、更に妥當な補助率を出しますよう
に事務的な折衝を続けたいと思ひま
す。現在のところはほかの他種事業
の補助率との関係から申上げまして、
一応現在の三割程度の線が考えられる
のではなからうかといふふうに実は考
えておるわけでございます。

○岡村文四郎君 佐竹さんなか／＼御
熱心に農業関係のことをやつてもらつ

ておりますので、観測を誤つておるとは申しません。ただ御存じないからそんなことを申すんだと思います。寒冷単作地帯のことにつきましては我々が主となつてでつち上げた法律でございますから、これはよくなつておりますが、今度の急傾斜地の問題はもとより他にこれに比べてやる何物もないと思ひます。そこで問題は、事業の項目が入つておりますが、何一つ見ましても非常に困難でございます。例えば農道を作るにいたしましても、先ほど三橋さんから十分こまひ話をされていまして、おわかりだと存じますが、五歩、六歩、十歩、十五歩、こつこつたような段の道路をつけますと、それは非常に小さい規模のところにおる百姓はいたしております、ただそんなことをしたらお前は損をする、こつこつたの道路を作るためには段間もろくにれんようなどころに人家がございまして、そこでそれを道路にし又客土と申しますのは、客土を若しすれば、人間の肩において或いは人間の背において他から土をよつて行くか、担いで行くよりほかにないところでございます。そこで排水事業というものはないと思ひますが、大体そつたくさんはないと思ひます。そこで客土が考えられますが、これは例年客土となると思ひます。それにいたしましてもなかなか容易ではないのでございます。現在大蔵省、農林省が協議されて農業に對します補助を出しております。それを限度に比較考えをいたされますと、全く今度のような急傾斜地の補助金は何にもならぬということになつて仕事ができないと思ひます。で、私は時間が

ないのでそつたくさん言つても果てしがつかないと思ひますから申しませぬが、是非佐竹さん一応見てもらつて……この間あなたのところにお邪魔をして次席にお話をいたしましたところ、その次席は高知から愛媛に走つてお歩きになつたもので大分頭に入つておる、成るほどあなたのおつしやるところはそうかしら、それでも多少はわかります、そこでお話にならぬです。先ほど救護法を受けておる者の状態を悪いと申しましたが、それは何ほでもお話しして見ましよう。そういうところにおるものを何とかしてやろうという何ですか、私は不可能なことを私は最初から言明しております。ところが是非やらなければならぬというならこれをでつち上げて本當に長い間苦しんでおる彼らの勞苦なり或いは生活が何ほかよくなれば幸ひ今国会に議席を占めておるの幸いで、この際一つやつてやろうとこつこつという本當の肚の底をきめておつたもんですからきつてことを申上げますが、どうしてか現地を御覽にならぬと積雪寒冷地帯の補助率を運用されるようなお考えでは、今度の急傾斜地の問題は解決はつかんと思ひます。そこでそんなら予算がもたらなければ補助金を出すことにいかんから仕事をしない、こつこつたのでは結局八億なり何なりとれんことになりますから、是非早急に農林省にそう申上げておきます。で、農林省の局長にも是非現地に人をやつてもらつてそうして是非現地を見てもらうように話をいたしておきました、なかなかそつこまでいかんと思ひます。これは我々の話を信じて結構ですが、若し信じられないというのなら、現地を見

て成るほどこれはひどい、私はこれを補助金によつて事業を行うことすら土台それが無理だと思ひます。ですからその無理だと思つておるものを法律で出してやろうということ、是非そうならなければならぬのであります。そこで池田さんのおいでになつて写真まで撮られた、そんなことが一遍だかございませぬ。それは池田さんのおいでになつて、必ず予算を出しますと言つて写真を撮つて今でも残つておると思ひます。そこで衆議院の愛媛県選出の藥師神先生が非常に熱心にやられておりました、今度の選挙で落選されておられませぬ。當てにならぬので三橋さんが熱心にやつておられますが、どうしてもこれは一度通した以上は我々の力でものにし、成るほど急傾斜地の問題が多少でも役に立つたということにしないと、今のお話のように二割や三割で黙つておりますとお前は何をいふ、私が申上げたように選挙政策の入りまして、ただ法律ができただけで事業は行えない、こつこつたものでは我々国会に議席を占めておる者として絶対に堪えられないこと、是非一つそうでなく我々の希望通り五割以上の補助率を出すように佐竹主計官は絶大の御努力をして頂かなければならぬと思ひます。これは東京の真中と議論してもわかりませぬが、私は急傾斜の所へ行つては東京におる紙屑拾ひよりお前の生活は悪い、乞食よりまだ悪い、こつこつてけなしておる、それは行つて見たらわかる、そういうことまでしてそこにおらんならん、止むを得ないで行く先もなく、分別もつかんでおりますあの農民共を法律を作つて助

けてやろうという意味で作つたのですから、遮二無二どんなことがあつてもこいつを五割以上出してもらうように御努力を願わんと、出さんということになれば出んのですからほかと比較はちつともしません。早い話が今農業手形という手形によつて農機具を買つておられますが、そんな手形なんかで恩典があつても一銭も受けられない連中ではございませぬ。寒冷単作地帯の人はそれを受けようなら受けられませぬ。又それを受けて言うのじやございませぬが、急傾斜の方面と比較したらお話にも何にもありません。全然比較の問題ではございませぬ。ですからこの法律を議員提案にせよ政府が認めて、而も大蔵大臣がそこへやつて来て、そうして誰が代つても日本の政府でございませぬ、必ずこの法律を作るように措置をいたします、是非通してくれ、こつこつたのですから私人質問をくれ、一人答弁されてあれが通過したのでございませぬ、どうしても私は遮二無二どんなことがあつてもこれは五割以上にしてもらわなければ死んでも死に切れない、急傾斜地の農家に対して申訳ないという固い信念を持つておりますので、是非一つ大蔵省のほうでもさういうふうにお考え願ひたいと思ひます。農林省が情けないことに原額が三割五分だと四割だと行くから馬鹿なことをすると思つて……そんなことをしてはどうにもならぬ。農林省が五割と言わずに、農林省自体が馬鹿だから三割五分とか四割などと持つて行くからあなたのはうは三割の主張をするのが当然だと思つて。そうじゃなくて、我々は農林省が五割以上と言つておつたら大蔵省のほうでも佐竹主計官も見

て下さると思つて。そうでなく農林省の原案が三割五分と出すものですからこれは面倒になるのです。是非一つそういうことのないように、どんなことがあつても最小限度五割以上、但し十五度程度の面積の広いところにそれを適用せよと申しませぬ。あとの四十五度、五十度に対しては五割以上の補助をするのでなければ駄目だ、あれはいかんことだ、こつこつたことにお考え願つて是非その方面に御努力を願ひたいと思ひます。がどうですか、もう一遍お聞きしたい。

○説明員(佐竹清君) 御趣旨の点十分体しましてなお検討を続けまして頂きたいと思ひますが、お話のように急傾斜地と一口に申しましてもその中にいろいろな段階があるというので、段階別にいろいろ実態を當る必要もあると思ひますが、なお更に検討をさせていただきます。

○三橋八次郎君 岡村委員からいろいろお話がありましたから十分御了解できらるらうと思ひますが、なお御研究の足しにもと思ひますが、逆でございませぬけれども、こちらから資料を提出いたしますから十分一つ御研究を願ひまして、どうぞ五割の線まで頭張つて頂くようにお願いいたします。

○藤野繁雄君 只今三橋委員、岡村委員から詳細に急傾斜地の問題は取上げて、又佐竹さんからもいろいろ、御答弁があつたのでありますが、岡村さんがお話の通りに、急傾斜地は全く農業をやるのに困つた所であるのでありますから、五割以上の補助金を出して頂くように私からも願ひたいと思つております。又今佐竹さんのお話によると、金融の方面も何とか考慮

中であるというようなことであるのであり、如何なる方法で金融のこととお考えになつてゐるのであるか。この前の全国の會議においても金融問題はいろいろ取上げられたのでありますから、この際承ることができたら幸いと思つておられます。

○政府委員(小倉武一君) 急傾斜地におきます補助につきましても金融につきましてはいろいろ考慮いたしておつたのでございますが、今回の補正予算の金融の枠といたしましては、一般會計から五億と、それから償還金三億、合せまして八億でございます。この八億につきましてはまあ半分というところになるわけでございます。当初の大蔵省の要求といたしましては勿論ほかにいろいろあつたのでございまして、八億となつて見ますという困難な問題もございまして、御承知の通り二百億年度の枠がございましたときになか／＼二百億にも収まり切れな、こつたという実情もございまして、一方的な計画案といたしまして二百七億の案は案を計画をいたしておつたわけでございます。そういうわけでござい

ますので、それとの関連もございまして漁業の共同施設或いは酪農といったような面、それから又サイロ、堆肥舎の補助問題がからみまして、これを利子で賄うといつたようなことになりましてので、今回の補正予算では漁業共同施設、酪農、それから今の堆肥舎、サイロということに重点を置いて計画をいたしたわけでございます。従いまして今年度の補正予算には公共事業の部分は入つてございせんませんが、勿論この事業の推進上、金融が必要であることは申すまでもございせん。

で、差当りは中金等の繋ぎに頼りながら来年度予算でこれを実行したい、かように考へておられます。

○委員(山崎恒君) 次は先ほど閉会前に陳情がございました芦屋飛行場の防風林伐採被害補償の分について三橋委員から発言を求められておりますので許可いたします。

○三橋八次郎君 接収農地の問題につきましては十三国会のときに本會議でそれ／＼関係大臣に質問してあるのでありますが、善処するというような答弁を頂いておるわけでございます。特にこの農業は御承知のように耕地だけでは農業のできない場合が多いのでございまして、水田を開発いたしますには川のありますところは水路を先に作らなければなりませんし、又溜池のない所は溜池を築造して、初めてそこに耕地といふもの、水田といふものが開発できるということは申すまでもないこととでございます。で、本會議における質問の際にも、水源涵養林とか、或いは防風林を伐採されたために及ぼす損害に対してはどうしてくれるのでござい

ますかというふうなことも申しておつたのでございます。この、先ほど陳情がありました芦屋飛行場の実態を考へて見ましても、遠く歴史を見ましても、先ず防風林といふものがございましてからそれに附随しまして農耕が可能になつた、こつたという歴史が蔽として存在してあるのでございます。昭和十四年に飛行場ができて、一部分が伐採されたのでございまして、昭和十四年以降に農耕をやつておられたような実情でございまして、更に進駐軍が飛行場として使うようになりましてから、

伐採を拡大し射撃場などを設けまして、その損害といふものは非常に大きなものがあるのでございます。国のほうといたしましては、農耕の直接被害といふようなことにつきましては補償する、間接といふことにつきましてはその補償は考へておらんとするが、間接被害といふことにつきましては、恐らくいろいろなことがありましよう。飛行場がございまして、飛行機の発着の爆音によつて鶏が卵を生まなくなつた、これも間接の被害には相違はございせん。併し、先ほど申上げましたように、溜池があつて水田が経営できるもの、耕地を作るために防風林を先ず作り、その防風林といふものは部落の人々にはむしろ耕地よりもかわいがつてそれを育てて来た。松葉を撒くことを遠慮したり、地力を増進して一寸でも松を太らせて寒い潮風を防ぐといふ努力は、過去の歴史にもはつきり現われておるのでございまして、この地区の農耕、いわゆる土地の生産力の維持といふことにつきましては、これは欠くべからざる保安林であるといふことは申すまでもないのでござい

ます。これを伐りまして、飛行場を作り、あまつさへ砂丘を均して海と直通の風が吹くといふような状態になりました場合におきましては、当然その地帯の農家の人々は農業経営に支障を生ずることとは当然でありまして、これは鶏が卵を生まなくなつたといふようなことはおよそその緊切さが違つて私は思つたのでございまして、それはかりでなく、風の害ばかりでなくて、温度が低いために早作りの野菜がその時期に収穫がで

きなかつたり、或いは砂の吹き流しによつて芦屋川の川口がとまりまして水を誘発したりするといふことは、これは積極的な被害であると言わなければならぬのでございまして、先ほどお話をいたしましたように、水田八百七十町歩、畑地は百七、八十町歩、関係農家戸数は九百戸に及んでおるのであります。昭和二十三年から二十六年までの損害額は正確な計算によりまして一億五千万円に達しておるといふことは、彼の地の実情を調べますとすぐにこれは感得することができると思つたのでございまして、そこでこつた種類の損害補償はどういう程度にして頂けるものであるかといふことが先ず第一点でございます。

第二点は、こつた損害の起ります地帯をこのままに放置しまして、毎年國家がこれに対して損害賠償をするか、それとも恒久的な施設を設けまして防災対策をして頂くかといふ問題になつて来るわけでございまして、若し防災対策をするとなれば、どのようにこれをお考へになつておるかといふこと。

それから第三番目には、更に又あの三里も続いておられます松原を又伐り倒しまして演習場を拡大するところ、こつた計画があるところでございまして、果してこの拡大の計画といふものはあるかどうかといふことを一応お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(川田三郎君) 只今芦屋の防風林を軍の行為によりまして、飛行場の保安上伐つたといふ点についての被害のお話がございまして、これについて私どももその被害の実況に応じて何らかの補償をするという点につきま

しては研究をいたしたわけでございまして、現在の建前と申すと大体國の契約に基いて借りた土地、海面でありまして、そういうものについての補償が直ちに法律上出ることになつておるのであります。アメリカ駐留軍の行為に基いたものを日本政府が責任を負つて補償するといふ直接の繋がりが発見できない。これは全く冷い議論でございます。こつたことを言つておつたのは私どもも調達をやつておる者としては不十分であると思ひますが、一応考へ方のプロセスとして申上げます。そこで現在日本政府が行政上又は契約上責任を負つていないもので、補償乃至見舞をしておるものがあるかと申しますと、これはあるのござい

ます。例えば軍が交通事故によつて人を傷害又は殺傷いたしました場合に、日本政府は曾つては見舞金を払つております。それとの權衡上いよゆる接収地区外にあるものが軍の行動によつて損害を受けた場合に補償をしてはならぬといふ行政上の原則は貫かれていない。政府に直接責任がなくとも駐留軍が存在している國であれば、國民の損害は何と申して緩和しなかりやならぬ、これは私どもの念願であります。従つて現在とつておりますやり方といひましては、次第にこの軍による國民の被害を補償又は見舞をして行くといふ態度で、芦屋につきましては現にこの類似の場合を取上げて、全國的の予算必要額等を調査いたしまして、現在概算もできることになつております。それによつて行政協定の今日におきましては、行政協定上必要とする予算額以外にいわば協定から派生して来る財政負担、これがどのくらいに

なるかという点で若し大蔵当局との間に話がつきますれば、差当り見舞金の形でこれを補償するという計画でござります。現に大蔵当局とその事項を上げまして概算予算額を出すことを前提として折衝中とござります。

○委員長(山崎恒君) 次に外務省の國際協力局の第三課長の田中さんから御説明願います。

○説明員(田中弘人君) 只今の第一の点につきましては、在日米軍関係の補償の問題の主管省であります調達庁の方針と同様に考えておりますので、その方向に努力をいたしたいと思ひます。

第二の点につきましてはお話のありましたように芦屋は現在飛行場と射撃場とがござりますが、飛行場そのものは戦争中に作られたものでござりまして、それが占領軍によつて使用され、更に講和後におきまして日本政府からの提供によつて現に米軍が使用をいたしております。米軍関係の施設の提供に当りましては国民生活への影響というものを十分に考慮するということが前提にいたしまして十分に調査の上これが提供を決定しているわけでござりますが、同時に軍事的な必要ということも重要な考慮になるわけでござりまして、芦屋の飛行場は現在在日米軍にとりまして極めて重要な施設でござりますので、これは引続き使用させるほかにないかと考えます。但し射撃場につきましては、現在演習場、射撃場関係の専任官が現地へ参つておりまして、まだ確定的なことを申し上げる段階ではござりませんが、でき得れば芦屋の射撃場はやめたいというふうに考えております。いずれ係官が今週末には

届つて参りますが、その上で米軍と協議の上芦屋の射撃場の問題についての結論を出したいと、かように考えております。それからこれらの施設が存在するがために今後引続いて起る被害防止という点につきましては、射撃場関係の問題についての結論が出ました上で米軍とも協議した上できるだけの措置をいたしたいというふうに考えております。

○三橋八次郎君 第三番目の今後拡張するということな計画がござりますか。

○説明員(田中弘人君) 只今申上げましたように現在在外務省、農林省の演習場関係につきましては合同委員会の小委員会の委員が米軍係官と現地へ参つておりますが、現在使つておりますのは高射砲の射撃演習、これは陸から海上に向けて射つております。それから飛行機の爆撃演習、これは海面が使用されておるわけです。この二つの点がござりませんが、少くとも前者即ち陸上から海上へ向けての高射砲の射撃演習につきましては他の地区をもう少し能率的に使うことによりまして、でき得ればやめさせたいというふうに考えております。現地視察と同時に米軍と交渉中とござります。あと爆撃の演習でござりますが、これは陸上の農地には直接の関係はござりませんが、これも最小限度の水域に限るといふ方針でこれ又交渉中とござります。いずれにいたしましても近く結論が出せるというふうなことを考えております。

○委員長(山崎恒君) 次に農地局の谷垣管理部長。

○説明員(谷垣專一君) 芦屋の飛行場或いは射撃場に使つております問題の重点は恐らく防風林の伐採による被害がお尋ねの当面の問題であらうと思ひます。その他のことは今外務省からお答えになつた通りであります。いわゆる防風林の伐採によりまして砂の移動或いは又非常に寒風が吹きすさんで来るための影響というふうな問題、いわゆる間接被害と申しますか、そういうふうなものの中に入る問題だと思ひます。これは実は非常に大きな問題であります。非常に又判定の限度がむずかしい性格を持つております。併し実際問題としましてそのために被害が起きておることは事実でありますので、それに対して例えば防風林を新しく植栽するとかいうような手を打ちまするほかに、いわゆる間接被害に対する対策、間接被害に対する補償の問題が重要な問題にならうかと思ひます。で、これは東京灣その他にありまして、これは防風林の問題であるか、或いは又非常な爆音のために方々の影響があるという問題と同様のケースであるかと思ひます。いわゆる無過失責任の原則がどういふふうな認められるか、むずかしい法律的な問題があらうと思ひますけれども、農林省といたしましては現実にはそういう問題から起きておる被害が大きいということに着目いたしまして関係方面と御相談をいたしながら、間接被害に対しても何らかの対策、或いは補償が行われるような措置を講じたい、かように考えております。

○委員長(山崎恒君) では次に農業共済組合連合会事業不足金及び農業共済基金の件を議題に供します。本問題については去る六月六日の当委員会において政府提出にかかると農業共済基金法案を採決するに當りまして、当委員会

の名を以て政府に対して第一に今後農業共済基金の資本金の増加に努め、而して増資は政府の出資の増加を以てこれに充て、会員の出資の増加はこれを避けること。なお資本金の増額に至る過程における連合会の事業不足金に対しては、政府において遺憾なく融資の措置を講ずること。第二に会員出資金の払込み並びに農業共済組合及び組合員の繰出金の徴収については、農家の経済及び災害の状況等を勘案して、払込み又は繰出の時期及び金額を斟酌し、農家経済に困難を強いる結果を招来しないよう適當の処置を講ずることの二つの事項を申入れ、当日出席せられておりました廣川農林大臣から、今後増資する場合、これは必ず政府の出資を待つようにして、会員の出資の低額に至るまでの過程における連合会の基金の運営については別途考慮いたしたい。又農家経済に対して困難を来さないよう努力することについては、御趣旨の通りの運用に努力し、本委員会の期待に副しよう努力したい旨の答弁がされておるのであります。然るに農林省における昭和二十八年年度予算要求においては、基金の増額については要求がないようであります。そこで今日農業共済組合連合会の事業不足金及び農業共済基金の現在、並びに先の当委員会の申入れに対し、政府においてとられた措置等について説明を求めらるることになつたと存じます。

○政府委員(小倉一君) 先の国会におきまして、この委員会から農林大臣に申入れのございました。只今委員長からお話になつた点につきまして、大體の御説明をいたしたいと思ひます。

初め申入れの点でござりますが、二点に分れておつたかと思ひます。先ずあとのほうの農家の基金の出資十五億についての農家経済の考慮につきましての点でござりますが、

委員長退席 理事三橋八次郎君 委員長席に着く

この点につきましては、いろいろ御意見のあつたところも十分考慮いたしまして、できるだけ御希望と申しませうか、御意見に副しように努めた次第であります。具体的には申しますと、払込につきましては、基金の定款で定めることに相成つておるわけでござりますが、当初予定を、大體払込の時期を五年というふうには申されておつたのでありますが、御意見によりまして期間を七年にいたしました次第であります。七年と申しても、これ必ずしもなお十分その点を考慮したことは相成らんかと思ひますが、先ず大體七年ということになつたわけでござりますが、お且つ止むを得ない事情を以ちまして払込がでないというふうな場合におきましては、払込の延長もできるやうに実はいたしておるのでござります。この点は払込といつたやうな制度の下においては非常に例外的でござりますが、御趣旨の点を表現するためきょうにいたしたのでござります。

それから出資の増加の点でござりますが、この点につきましても、基金の資本が充実いたしておりまして、連合会の不足金にいつ何時でも、又如何やうな不足金にも対処できるということにしておくことがよろしいことは、これは申すまでもないことで、御意見の通りと存するのであります。ただ連合会の不足金の融資につきましては、な

かなが予測がしにくいという点と、それからもう一つ基金が本年漸く充足したばかりでございますので、そういう点も考慮いたしまして、今後の必要分は、御趣旨の通り政府の出資で行きたいというようなこともございまして、そういう点を実は慎重に考慮したのでございまして、御趣旨の通り二十七年末の不足金は二十八億になつておるのであります。今年の不足金、これはまだ被害が確定いたしませんので、はつきりしたことは申せませんが、約八億くらいになるのじやないか、かように存じておるのであります。さううにいたしますと、不足金の累計は三十六億に相成ることになります。そこでこの不足金につきましては、これを融資ということを考えなければ、水稲の保険金の支払に事欠くことになりまして、その点につきまして増資という点も勿論考えられますが、差当りは増資ということでもなくもやつて行けるのじやないかと考えておるのであります。どういふふうにいたしますかと申しますと、基金の今の政府出資の十五億は、これは充足と同時に払込が了しております。それから連合会の増資の第一回分といたしまして八千万円余りできておりますので、概略申しましてそれが十六億、そこでこの出資金の資本でその点賄いますという点、差引き足りません分は、二十億というふうになるのであります。そこでこの二十億をこれはやはり基金が他から、国庫余裕金といつたようなもの、財政資金を借りまして、そうして本年度はやつて行けるといふふうな見通しを持つておるのであります。そこで本年度といたしまして対処するものとし

ては、増資は必要ないのでございまして、増資は必要ないのでございまして、それが二十八年度の被害を考へますとどうかということになりまして、これはさうに簡単には恐らく参りかねるということに相成ると思ひます。尤もこれは二十八年度と申しましても、二十八年度末近くなつてからの事態に相成るかと思ひますが、二十八年度の被害がどうなるかということにつきましては、今から予測することもなから困難でございます。二十八年度の被害の状況如何によりましては、これはその次の議会で増資をうんとやるか、或いは連合会の不足金について然るべき措置を講ずるということが、これが是非必要になつて来る、かように考へておる次第でございます。従ひまして政府が相当の増資を恐らく願ひしなければならぬと思ひますが、さういふのがさういふ段階になつてからやつたほうがより効果的にできるのじやないか、かように考へておりました。先ほど委員長からの御質問になりましたように、来年度予算には取りあはず増資は要求してないことになつておるのであります。

○理事(三橋八次郎君) 只今の御説明に対して質疑がございましたら……

○政府委員(小倉武一君) なおちよつと補足的に御説明足りなかつた点を申上げておきますが、本年度約八億というふうには申上げましたのですが、本年度の水稲、まあ主なるものは水稲でございますが、につきましたは、さほどの戦後著しいような被害がなかつたから、なお本年八億の不足が出るのはおかしいじやないかというふうな或いは御懸念がござるかと思つてあり

ます。その点につきましては、これは成るほど超異常、或いは保険で申しまう被害は余り広汎ではなかつたのでございまして、例年とは違つておるのでございまして、併しながら連合会の不足金は御承知の通り超異常というよりはむしろ通常の分でございます。通常の標準被害率までは、これは連合会の責任になるわけでありまして、ところが保険料というものがその以下のところの被害を平均した通常の被害率でございまして、必ずしも被害が異常或いは超異常にならなくても連合会の不足金は出得る性質のものでございまして、その点をちよつと附加しておきます。

○理事(三橋八次郎君) 質問はございせんか。

なおこの点につきましては、先に当委員会における農業共済基金法案審議の際の経過に鑑み、遺憾のないよう御処置をお願いしたいと思います。

続いてお諮りいたします。それは今国会中当委員会に付託せられます諸願及び陳情につきまして、前回の例によつてあらかじめ委員長の手許におきまして予備審査をいたし、その結果について随時委員会において審議の上決定を願ひたいと思ひますが、如何でございましょう。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(三橋八次郎君) それでは本日はこれで散会いたします。

午後三時二十一分散会

第一条 この法律は、当分の間、政府が特定飼料の計画的な買入、保管及び売渡を行うことにより、飼料の需給及び価格の調整を図り、もつて畜産の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定飼料」とは、ふすま、輸入に係るふすま及び政府の売渡に係る小麦から生産されるふすまをいふ。輸入に係るとうもろこし及び大豆がす並びに農林大臣が指定する飼料をいふ。

(特定飼料需給調整計画及び標準価格)

第三条 農林大臣は、飼料需給調整審議会の意見を聞いて、この法律の規定による特定飼料の買入、保管及び売渡の時期、数量その他に關する必要な計画(以下「特定飼料需給調整計画」といふ)を定める。

2 農林大臣は、飼料需給調整審議会の意見を聞いて、第四条の規定により買入される特定飼料(輸入に係るものを除く)及び第六条の規定により売渡す特定飼料の予定価格の単価の標準となるべき価格(以下「標準価格」といふ)を定め、これを公表する。

3 前項の標準価格は、特定飼料の買入又は売渡に際して、あらかじめ、特定飼料の生産費又は買入価格及び市価その他の経済事情を参しやくして定めなければならない。

(特定飼料の買入)

第四条 政府は、飼料の需給又は価格の調整を図るため、特定飼料需給調整計画に基き、特定飼料を買入れることができる。

2 前項の規定による買入は、入札の方法による一般競争契約によらなければならない。但し、政令で定める特別の事由があるときは、入札の方法による指名競争契約又は随意契約によることができる。

3 第一項の規定による特定飼料(輸入に係るものを除く)の買入の予定価格は、農林大臣が、標準価格を基準として定める。

第五条 政府は、特定飼料需給調整計画に基き、その所有する小麦を売渡す場合において、その小麦から生産されるふすまを、政令の定めるところにより、政府に売渡すべき旨の条件を附することができる。

2 前項に規定する条件に基いて政府がふすまを買入れる場合のふすまの価格は、農林大臣が、飼料需給調整審議会の意見を聞いて、政府の所有する小麦の売渡価格、ふすまの生産費及び一般の経済事情を参しやくして定める。

3 政府は、第一項の規定により条件を附されて小麦の売渡を受けた者が、その条件に違反したときは、当該違反に係る小麦の売渡価格に農林大臣が定める割合を乗じて算出される金額に相当する額の違約金を徴取することができる。

(特定飼料の売渡)

第六条 政府は、飼料の需給又は価格の調整を図るため、特定飼料需給調整計画に基き、この法律の規定により買入れた特定飼料その他政府の所有する特定飼料を売

給調整計画に基き、特定飼料を買入れることができる。

2 前項の規定による買入は、入札の方法による一般競争契約によらなければならない。但し、政令で定める特別の事由があるときは、入札の方法による指名競争契約又は随意契約によることができる。

3 第一項の規定による特定飼料(輸入に係るものを除く)の買入の予定価格は、農林大臣が、標準価格を基準として定める。

第五条 政府は、特定飼料需給調整計画に基き、その所有する小麦を売渡す場合において、その小麦から生産されるふすまを、政令の定めるところにより、政府に売渡すべき旨の条件を附することができる。

2 前項に規定する条件に基いて政府がふすまを買入れる場合のふすまの価格は、農林大臣が、飼料需給調整審議会の意見を聞いて、政府の所有する小麦の売渡価格、ふすまの生産費及び一般の経済事情を参しやくして定める。

3 政府は、第一項の規定により条件を附されて小麦の売渡を受けた者が、その条件に違反したときは、当該違反に係る小麦の売渡価格に農林大臣が定める割合を乗じて算出される金額に相当する額の違約金を徴取することができる。

(特定飼料の売渡)

第六条 政府は、飼料の需給又は価格の調整を図るため、特定飼料需給調整計画に基き、この法律の規定により買入れた特定飼料その他政府の所有する特定飼料を売

渡すものとする。

2 前項の規定による売渡は、入札の方法による一般競争契約によらなければならない。但し、政令で定める特別の事由があるときは、入札の方法による指名競争契約又は随意契約によることができる。

3 第一項の規定による特定飼料の売渡の予定価格は、農林大臣が、標準価格を基準として定める。

4 入札の方法による競争によつて特定飼料を売り渡す場合においては、予定価格に農林大臣の定めるところにより算出される金額を加えて得た価格(以下「上限価格」という)をこえない価格で入札した者の中から高価で入札した者を落札者としなければならない。

5 前項の規定により落札者となすべき者がなく、上限価格をこえた価格で入札した者を上限価格と同価で入札した者として、落札となるべき入札をした者としなければならない。

(売渡の価格等の公表)

第七條 政府は、前条第一項の規定により特定飼料を売り渡したときは、省令の定めるところにより、遅滞なく、売り渡した特定飼料の価格、品目、数量その他必要な事項を、買受人別に、公表しなければならない。

(売渡の附帯条件)

第八條 政府は、第六條第一項の規定により特定飼料を売り渡す場合には、その相手方に対し、売渡に係る特定飼料の譲渡に關し、地域若しくは時期の指定又は価格の制限その他必要な条件を附すること

ができる。

2 政府は、前項の規定により条件を附されて特定飼料の売渡を受けた者が、その条件に違反したときは、当該違反に係る特定飼料の売渡価格に農林大臣が定める割合を乗じて算出される金額に相当する額の違約金を徴収することができる。

3 農林大臣は、第一項の規定により条件を附されて特定飼料の売渡を受けた者が、その条件に違反したときは、その後二年間、第四條による入札の方法による競争に加わらぬことを定める。

(報告の徴取等)

第九條 農林大臣は、特定飼料需給調整計画の実施上特に必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、特定飼料の生産者、輸入業者、倉庫業者、販売業者又は加工業者から、特定飼料の生産、在庫、販売の数量、価格その他必要な事項に關し報告を徴し、又は当該職員に事業場、倉庫その他必要な場所に立ち入つて調査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入調査を行う場合においては、省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(飼料需給調整審議会)

第十條 この法律の適正な運用を図

るため、農林省に飼料需給調整審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 審議会は、農林大臣の諮問に応じ、飼料の需給又は価格の調整に關する重要事項を審議する。

3 審議会は、飼料の需給又は価格の調整の実施に關し、農林大臣に随時意見を述べることが出来る。

(委任事項)

第十一條 この法律において命令に委任するものの外、この法律実施のため必要な事項は、省令で定める。

(罰則)

第十二條 第九條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の入立調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日を超えない期間内において、政令で定める。

(食糧管理特別会計法の改正)

2 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「検査」の下に「並ニ飼料需給調整ノ為ニスル飼料ノ買入、売渡、保管又ハ検査」を加える。

第二条、第三条及び第六条ノ五中「食糧」を「食糧及飼料」に改める。

第六條第一項中「食糧ノ売渡代金」を「食糧及飼料ノ売渡代金」に改め、「食糧ノ買入代金」を「食糧及飼料ノ買入代金」に改め、「運搬」の下に「並ニ飼料ノ買入売渡保管検査及運搬」を加える。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二 飼料需給調整法(昭和 年法律第 号)に基き飼料の買入、保管及び売渡を行うこと。

第三十四條第一項の表中「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」を「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」に改める。

日から起算して九十日を超えない期間内において、政令で定める。

2 食糧管理特別会計法の改正
第一条中「検査」の下に「並ニ飼料需給調整ノ為ニスル飼料ノ買入、売渡、保管又ハ検査」を加える。

第二条、第三条及び第六条ノ五中「食糧」を「食糧及飼料」に改める。

第六條第一項中「食糧ノ売渡代金」を「食糧及飼料ノ売渡代金」に改め、「食糧ノ買入代金」を「食糧及飼料ノ買入代金」に改め、「運搬」の下に「並ニ飼料ノ買入売渡保管検査及運搬」を加える。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二 飼料需給調整法(昭和 年法律第 号)に基き飼料の買入、保管及び売渡を行うこと。

第三十四條第一項の表中

「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」を「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」に改める。

「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」を「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」に改める。

「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」を「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」に改める。

「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」を「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」に改める。

「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」を「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」に改める。

「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」を「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」に改める。

「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」を「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」に改める。

「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」を「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」に改める。

「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」を「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」に改める。

「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」を「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」に改める。

「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」を「中央作況調査重要事項を調査審議すること。」に改める。

狩猟法の一部を改正する法律案
狩猟法の一部を改正する法律案
狩猟法(大正七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項中「第二項ノ規定ニ依リ狩猟鳥獸ノ種類ヲ定メ、又ハ」を削り、同項を第三項とし、第五項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を第四項とする。

第一条の次に次の一条を加える。
第一条ノ二 本法ニ於テ狩猟鳥獸トハ左ニ掲グルモノトス
ゴイサギ、キジ、コウライキジ、ヤマドリ、ウズラ、エゾライチョウ、コジュケイ、カモ類(オンドリヲ除ク)、ウミアイサ、カワアイサ、ミコアイサ、ヒシクイ、マガン、バン、オオバン、タンギ、ジンギ、ヤマシギ、キジバト、ツグミ、カシラダカ、アトリ、ワタリガラス、ハシブトガラス、ハシブソガラス、ミヤマガラス、スズメ、ニウナイスズメ、クマ、ヒゲ、イノシシ、オスジカ、キツネ、タヌキ、アナグマ、テン、ムササビ、リス、シマリス、タイワリス、オスイタチ、ノウサギ、ノネコ、ノイヌ

第八條ノ二第二項中「第一条第四項及第五項」を「第一条第三項及第四項」に改める。
第二十二條第二号中「第一条第三項」を「第一条第二項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十七年十二月二十日印刷

昭和二十七年十二月二十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局